

基本チェックリストでのサービス開始における留意事項

次の事項を確認し、□に「レ」を入れてください。

□訪問型サービス・通所型サービス以外の介護保険で利用するサービスや
その他、住宅改修費支給、福祉用具購入費支給が必要となった場合は、
介護認定申請(新規)が必要となります。

□介護認定申請後、認定結果が出るまでは基本的にサービス利用はでき
ません。

(居宅介護予防支援事業所がプランを担当している場合のチェック)

□基本チェックリストの実施は、委託元の地域包括支援センターが実施
します。

上記の内容に同意します。

年 月 日 本人氏名 _____